

令和5年第2回五霞町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和5年6月14日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第30号 五霞町農業委員会委員の任命同意について
- 第 5 議案第31号 五霞町農業委員会委員の任命同意について
- 第 6 議案第32号 五霞町農業委員会委員の任命同意について
- 第 7 議案第33号 五霞町農業委員会委員の任命同意について
- 第 8 議案第34号 五霞町農業委員会委員の任命同意について
- 第 9 議案第35号 五霞町農業委員会委員の任命同意について
- 第10 議案第36号 五霞町農業委員会委員の任命同意について
- 第11 議案第37号 五霞町農業委員会委員の任命同意について
- 第12 議案第38号 五霞町農業委員会委員の任命同意について
- 第13 議案第39号 五霞町農業委員会委員の任命同意について
- 第14 議案第40号 五霞町農業委員会委員の任命同意について
- 第15 議案第41号 五霞町農業委員会委員の任命同意について
- 第16 議案第42号 町道の廃止について
- 第17 議案第43号 町道の認定について
- 第18 議案第44号 さしま環境管理事務組合理約の一部を改正する規約
- 第19 議案第45号 令和5年度五霞町一般会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第46号 令和5年度五霞町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第21 報告第 1号 令和4年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告
- 第22 報告第 2号 令和4年度五霞町一般会計予算継続費繰越計算書の報告
- 第23 報告第 3号 令和4年度五霞町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告
- 第24 報告第 4号 令和4年度五霞町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告
- 第25 報告第 5号 株式会社五霞まちづくり交流センター令和4年度経営状況の報告
- 第26 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	猿 橋 正 男 君	２番	小野寺 宗一郎 君
３番	黛 丈 夫 君	４番	山 本 芳 秀 君
５番	植 竹 美智雄 君	６番	新 井 庫 君
７番	伊 藤 正 子 君	８番	宇 野 進 一 君
９番	鈴 木 喜一郎 君	１０番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（０名）

な し

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	知 久 清 志 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	森 田 恵美子 君	総 務 課 長	鳩 貝 浩 之 君
まちづくり 戦略課長	古 郡 健 司 君	会計管理者兼 町民税務課長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生活安全課長	曾 根 正 明 君
産業課長兼 農業委員会 事務局長	笈 沼 光 行 君	都市建設課長	大 橋 勝 君
上下水道課長	園 田 和 則 君	教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	松 村 聖 市	書 記	田 中 孝 平
		書 記	伊 藤 弘 美

開会 午前10時00分

◎開会宣告及び議長挨拶

○議長（樋下周一郎君）おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和5年第2回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

先日の台風2号、梅雨前線による大雨で、被災された取手市などの県内の皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願っております。

また、新型コロナウイルスも5類に変更されたということにより、地域の活動もコロナ前と同じように活発になってまいりましたけれども、感染拡大は多くなってきているようですので、引き続き注意が必要ではないかと思われます。対策には万全を期していかなければならないというふうに思っております。

本日は、議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。本定例会には、人事案件、町道の廃止及び認定、一部事務組合理約の一部改正、各会計補正予算などが議案として提出されております。議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会開催に当たり、去る5月31日午後1時30分から議会運営委員会が開催され、別紙令和5年第2回五霞町議会定例会会期及び審議表のとおり協議されておりますので、御報告申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（樋下周一郎君）ただいまの出席議員は、全員出席の10名で、会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（樋下周一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（知久清志君）改めまして、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和5年第2回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変御多忙にもかかわらず、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会に執行部といたしましては、農業委員会委員の任命同意が12件、町道の廃止が1件、町道の認定が1件、さしま環境管理事務組合規約の一部改正が1件、令和5年度一般会計及び水道事業会計補正予算が2件、令和4年度の一般会計及び特別会計等繰越計算書の報告が4件、株式会社五霞まちづくり交流センター令和4年度経営状況の報告が1件の合計22件を御提案させていただいております。

詳細につきましては、お手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（樋下周一郎君）これから本日の会議を開きます。

会議規則第20条による本日の議事日程は、お手元に配付いたしました令和5年第2回五霞町議会定例会日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（樋下周一郎君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、4番 山本芳秀君、9番 鈴木喜一郎君の2名を会期中の署名議員として指名いたします。

◎会期の決定

○議長（樋下周一郎君）日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日14日から21日までの8日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月14日から6月21日までの8日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（樋下周一郎君）日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定に基づく例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員より報告がありましたので、その写しを配付しております。御確認ください。

続きまして、地方自治法第121条の規定による本日の議案説明員等は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。御確認ください。

また、本日の会議は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信も行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いしたいと思います。

◎町長の施政方針

○議長（樋下周一郎君）続きまして、町長より令和5年度の施政方針を述べさせていただきますとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 知久清志君 登壇〕

○町長（知久清志君）先般、4月の町長選挙におきまして、多くの町民の皆様から御信任を賜り、今後4年間、町政の重責を担うことになりました。

つきましては、令和5年第2回定例会の開会にあたり、町政運営に対し、所信の一端を述べさせていただきます。

現在、日本は、急速に高齢化が進んでおり、2022年の国の出生数は80万人を割り込むなど、我が国は、「社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況に置かれている」とまで言われております。子ども・子育てへの対応は、待ったなしの状況であり、先送りの許されない課題となっています。

五霞町においても、昨年度1年間で出生した子供の数は23人で、コロナ禍以前の5年前と比較して約3割減少しているなど、少子化に歯止めがかかっていない状況でございます。

また、高齢化につきましても五霞町も例外ではなく、今や3人に1人が高齢者となっています。

このたびの選挙に当たり、多くの住民の皆様からお聞かせいただいた率直な御意見の中でも、このままでは、五霞町の将来が心配だとの声が数多くありました。幸いなことに、五霞町は都心から約50キロに位置し、首都圏中央連絡自動車道や新4号国道が通る交通の要衝であるという地の利があります。こうした特徴や豊かな自然を背景に、6つの工業団地や原宿台の住宅地造成など、これまで五霞町は成長・発展を遂げてまいりました。引き続き、この特徴を生かし、更に発展させるとともに、小さい町だからこそできる五霞町らしさを発信

し、住民、企業、行政が一体となり、「住み続けたい、住んでみたいと思える魅力のあるまちづくり、誇りの持てるまちづくり」を実現するための施策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

その具体案として、今回の選挙で私は、5つの約束を掲げました。この約束をこれからは町長として目指す目標や方向性としてお示しし、実現してまいりたいと考えております。

まず、約束の1点目が子育て支援の充実です。子は社会の宝であり、社会全体で子育てする機運を醸成していくことは、五霞町だけでなく、日本のためになると考えています。子供を安心して産み育てられるよう切れ目のない支援をすることが必要です。そこで、子育て世帯への経済的支援として保育料の無償化を実施してまいります。

2点目が健康長寿と福祉の充実です。高齢者が、いつまでも社会とのつながりを保ち、健康寿命を延ばすことによって、住み慣れた地域でいつまでも過ごすことができるよう、一人一人にあった支援を進めるとともに、地域包括支援センターと連携し、高齢者の見守りや居場所づくりを促進してまいります。

3点目が、新たな産業の振興です。町内で生産された農産物の高付加価値化と道の駅ごかを拠点とした新たな地域活性化を検討してまいります。また、優良企業の誘致促進については、人口増やにぎわいの醸成につながる商業・工業を中心に幅広い業種を視野に入れ、地域活性化に寄与するような企業誘致ができるように、新たな開発地の整備に取り組んでまいります。

さらに、移住・定住支援につきましては、今年の2月に発足した移住・定住推進プロジェクトチームに関係課が連携できるようセンター機能を持たせ、移住・定住に結びつく施策を全庁的に推進してまいります。

4点目が、未来を拓く子供たちへの教育の充実です。来年度に東西小学校が統合し、五霞小学校が開校するのに併せて子供たちへの教育を充実するため、小中一貫教育の体制を整えてまいります。

中学校では、校舎建築後約20年が経過しており、経年劣化による損耗・機能低下が見受けられることから、機能回復工事を実施し、教育環境の改善を図ってまいります。

また、新しい時代に生きる子供たちは、情報化社会の中で生きる力を備える必要があり、情報活用能力の育成は必要不可欠です。情報及び情報技術を適正かつ効率的に活用し、言語能力・問題発見・解決能力などを育むため、学習活動の充実を図ってまいります。

5点目が、安心・安全、災害に強いまちづくりです。災害時に対応できる役場庁舎を含む公共施設のあり方を検討していきます。中でも、役場庁舎は建設から60年が経過し、建物や施設の老朽化が進んでいることから、早期の建て替えが必要と認識しております。住民の皆様等の御意見も伺いながら、早期供用に向けて進めてまいります。

また、上下水道については、人口減少に伴い、使用量の減少や施設の老朽化など、経営環境が厳しさを増してきていることから、持続可能な事業運営を図るため上下水道の広域化を推進してまいります。

続きまして、補正予算について申し上げます。

御承知のとおり、令和5年度の当初予算につきましては、町長選挙が控えていたことから、一般会計においては人件費や公債費など義務的経費、さらには、住民サービスに及ぼす影響を勘案し、継続事業を中心とした骨格予算として編成しておりました。

したがって、今回の補正予算は、私にとりまして政策を盛り込む最初の予算であり、先に申し上げましたとおり、地の利を生かした「住み続けたい、住んでみたいと思える魅力のあるまち、誇りの持てるまちづくり」を実現するための肉付けを行い、本予算として編成した次第でございます。

また、編成に当たりましては、国の補助金等を積極的に活用し、限られた財源の重点的、かつ効率的な配分に努めたところでございます。

このようにして編成した6月補正予算の規模は、一般会計で2億3,002万1,000円となり、当初予算の54億3,000万円を合計すると、56億6,002万1,000円となり、予算の伸び率は、前年度当初予算に比べ31.6%の増となります。

公営企業会計におきましても、水道事業会計で27万3,000円の追加予算となります。

一般会計と公営企業会計を合計した補正予算は、2億3,029万4,000円で、6月補正後の全予算総額は、102億3,234万4,000円となります。

編成しました補正予算の概要でございますが、まず、全般といたしまして、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた各分野への支援策として、企業を含めた全世帯の2カ月分の水道基本料金の減免、住民税非課税世帯や社会福祉施設などへの支援金の給付、さらには農家への支援を行います。

次に、第6次五霞町総合計画の施策体系別に説明させていただきます。

まちのかたち。グラウンドデザインの分野ですが、町有財産の有効活用策としてこれまで検討を進めてまいりました地域優良賃貸住宅整備についての具体的な実施方針の検討、また、町民憩いの場である都市公園の再整備について民間活力の導入可能性調査を行います。

次に、ひとの暮らし。ライフデザインの分野ですが、これまで、3歳未満児の保育料については、第1子は全額負担、第2子は半額負担、第3子以降は無償としておりましたが、先ほどの約束の部分で述べさせていただいたとおり、子育て支援策の第1弾といたしまして、3歳未満児は全て無償といたします。

また、学校教育において、部活動の地域移行への検討を進めます。

次に、まちのしくみづくり。ソーシャルデザインの分野ですが、地域課題の解決に向け、地域おこし協力隊の受け入れ、また、税外収入の確保策の一つとして、企業版ふるさと納税の拡充を図ります。

次に、まちのしごと。行財政運営の分野ですが、老朽化の著しい現役場庁舎の建て替えに必要な課題の整理のため、基本計画の策定をします。

また、スマートフォン等からマイナンバーカードを利用した電子図書館サービスの仕組みを構築するとともに、高齢者を対象にしたスマートフォン教室等を開催し、住民の利用向

上を図ってまいります。

以上、令和5年度の町政に対する所信の一端と施策の大要を述べさせていただきました。

これからの10年間は五霞町にとって正念場です。私は、町の魅力発信と交流人口を増やすことで、五霞の未来を拓いていく所存です。今までの知識と経験を生かし、新しいまちづくりのために全力で挑戦してまいりたいと考えております。

しかしながら、この実現のためには、そして、五霞町を更に発展させるためには、住民の皆様、各種団体、企業、行政が一体となった協創のまちづくりが不可欠です。

どうか、議員の皆様並びに町民の皆様のより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第30号～議案第41号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第4、議案第30号から日程第10、議案第41号までは、五霞町農業委員会委員の任命同意についての人事案件ですので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第41号までを一括して議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第30号から議案第41号までの五霞町農業委員会委員の任命同意について一括して御提案申し上げます。

五霞町農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日で満了となることから、委員12名を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

続いて、産業課長の補足説明をお願いします。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）議案第30号から議案第41号までの五霞町農業委員会委員の任命同意につきまして御説明申し上げます。

農業委員候補者 12 名の方々の氏名のみを申し上げます。住所、生年月日は議案書にて御確認願います。

議案書 1 ページをお願いいたします。

議案第 30 号 苦瀬茂夫氏、元栗橋でございます。

続いて、2 ページをお願いいたします。

議案第 31 号 鈴木章司氏、川妻となります。

3 ページをお願いいたします。

議案第 32 号 杉田忠衛氏、小手指となります。

4 ページをお願いいたします。

議案第 33 号 知久武雄氏、新幸谷となります。

5 ページをお願いいたします。

議案第 34 号 青柳初男氏、小福田となります。

6 ページをお願いいたします。

議案第 35 号 篠崎 勝氏、大福田となります。

7 ページをお願いいたします。

議案第 36 号 曾根喜平氏、山王山となります。

8 ページをお願いいたします。

議案第 37 号 鈴木一男氏、江川となります。

9 ページをお願いいたします。

議案第 38 号 中村啓次氏、幸主となります。

10 ページをお願いいたします。

議案第 39 号 松本紀夫氏、冬木となります。

11 ページをお願いいたします。

議案第 40 号 梅田福一郎氏、土与部となります。

12 ページをお願いいたします。

議案第 41 号 折本真由美氏になります。

以上、12 議案について、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和 5 年 7 月 20 日から令和 8 年 7 月 19 日までの 3 年間となります。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

最初に議案第 30 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 30 号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 31 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 31 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 32 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 32 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 33 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 33 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 34 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 34 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 35 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 35 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 36 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 36 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 37 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 37 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 38 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 38 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 39 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 39 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 40 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 40 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 41 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 41 号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第 42 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第 16、議案第 42 号 町道の廃止についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 42 号 町道の廃止について御提案申し上げます。

今回、廃止をお願いいたします町道は 1 カ所で、幸主地内の町道 2206 号の 1 路線でございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 42 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 42 号 町道の廃止については、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第17、議案第43号 町道の認定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第43号 町道の認定について御提案申し上げます。

今回、認定をお願いいたします町道は1カ所で、町道2206号線及び町道2240号線の2路線でございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第43号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第43号 町道の認定については、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第18、議案第44号 さしま環境管理事務組合理約の一部を改正する規約を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第44号 さしま環境管理事務組合理約の一部を改正する規約について御提案申し上げます。

さしま環境管理事務組合監査委員において財務に詳しい外部有識者を選任し、より精緻

な監査を行うため、さしま環境管理事務所組合規約の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）生活安全課長の補足説明をお願いします。

生活安全課長。

○生活安全課長（曾根正明君）それでは、議案第 44 号 さしま環境管理事務所組合規約の一部を改正する規約について御説明申し上げます。

議案書 22 ページをお開きください。

現在、さしま環境管理事務所組合の監査委員につきましては、組合規約第 11 条の規定により、組合議員のうちから互選により 3 名を置くとなっておりますが、財務に詳しい外部有識者を新たに選任し、より精緻な監査を実施したく、茨城県内の一部事務組合に外部識見者の選任について調査を行ったところ、29 団体のうち、13 団体が外部識見者を監査委員に選任していることから、令和 5 年 1 月に開催された管理者・副管理者会議において、当事務組合においても外部有識者を選任することで決定されたことを受け、組合規約の一部を改正するものです。

なお、規約を改正するためには、地方自治法第 290 条の規定により構成市町議会の議決が必要であることから、規約の一部改正について御提案させていただくものです。

続いて、議案書の 24 ページをお開きください。

規約の変更内容について、新旧対照表により御説明を申し上げます。

規約第 11 条第 1 項の改正内容につきましては、監査委員数を現行の 3 名から 4 名に改めるものです。

続いて、同条第 2 項の改正内容につきましては、監査委員の選任の方法について、現行の「組合議員のうちから互選する」から「組合議員のうちから 3 人、知識経験を有する者のうちから 1 人を選任する」に改めるものです。

続いて、同条第 3 項による改正内容につきましては、監査委員の任期について、知識経験を有する者のうちから選任された者にあつては、地方自治法第 197 条に基づき、4 年と改めるとともに、監査委員の任期満了後、後任の監査委員が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げないとの文言を追加したものです。

最後に附則において施行期日を令和 5 年 10 月 1 日からとし、また、規約の施行日において現に監査委員である組合議員の方は、改正後の規約に基づき、組合議員のうちから監査委員に選任されたものとの文言を追加したものです。

議案第 44 号の説明は、以上となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 44 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 44 号 さしま環境管理事務組合規約の一部を改正する規約は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 45 号～議案第 46 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

日程第 19、議案第 45 号 令和 5 年度五霞町一般会計補正予算（第 3 号）及び日程第 20、議案第 46 号 令和 5 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、各会計の補正予算で関連しておりますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号及び議案第 46 号を一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 45 号 令和 5 年度五霞町一般会計補正予算（第 3 号）、議案第 46 号 令和 5 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、一括して御提案申し上げます。

初めに、議案第 45 号 令和 5 年度五霞町一般会計補正予算（第 3 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 3,002 万 1,000 円を追加し、総額をそれぞれ 56 億 9,580 万 5,000 円とするものでございます。

次に、議案第 46 号 令和 5 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 1 号）ですが、収益的収入及び支出において、収入・支出ともに 27 万 3,000 円を増額するものでございます。

これら各会計の補正予算につきましては、本定例会には常任委員会が予定されております。

すので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 45 号及び議案第 46 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号 令和 5 年度五霞町一般会計補正予算（第 3 号）及び議案第 46 号 令和 5 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎報告第 1 号の上程、説明、質疑

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第 21、報告第 1 号 令和 4 年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）報告第 1 号 令和 4 年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき御報告いたします。

繰り越しました事業は 6 事業、金額につきましては 1 億 1,169 万 3,000 円となります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）報告第 1 号 令和 4 年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の 44 ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項町有財産管理事業の翌年度繰越額 660 万円でございますが、町有財産の管理に当たっての民間資金等活用事業導入可能性調査業務につきまして、国庫補助金の採

択及び予算措置が年度末であったことから、委託料を繰り越したものでございます。財源につきましては、国庫補助金並びに一般財源でございます。

次に、3款民生費、2項保育所運営事業 216 万円でございますが、認定こども園の所有する送迎バスの安全装置の設置に対する補助金です。全国的な需要により安全装置等の品薄や欠品等により事業が完了しないことから、補助金を繰り越したものでございます。財源は、全額国庫補助金でございます。

次に、4款衛生費、1項母子保健事業 443 万 3,000 円でございますが、出産、子育て応援給付金について予算措置の時点において既に給付開始が令和 5 年 4 月以降とされていたことから、給付費に係る経費として扶助費並びに事務費としての報償費、需用費、役務費を繰り越したものでございます。財源は、国・県支出金並びに一般財源となります。

次に、8款土木費、2項町道維持管理事業 1,650 万円でございますが、橋梁工事に係る関係機関との協議に時間を要し、令和 4 年度中に事業が完了しない見込みであったことから、工事請負費を繰り越したものでございます。財源は、全額一般財源でございます。

次に、町道整備事業 500 万円でございますが、建設資材の高騰や材料不足の影響により、令和 4 年度中に事業が完了しない見込みであったことから、工事請負費を繰り越したものです。財源は、全額一般財源でございます。

次に、3項適正土地利用推進事業 7,700 万円でございますが、新たな開発に係る関係機関との協議が整わず、令和 4 年度内の事業を進めることができなかったことから、委託料を繰り越したものでございます。財源は全額一般財源でございます。

以上のとおり、御報告いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第 1 号については、報告のとおりといたします。

◎報告第 2 号の上程、説明、質疑

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 22、報告第 2 号 令和 4 年度五霞町一般会計予算継続費繰越計算書の報告を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）報告第2号 令和4年度五霞町一般会計予算継続費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき御報告いたします。

繰り越しました事業は1事業、金額につきましては、1億927万6,135円となります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、総務課長の補足説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）報告第2号 令和4年度五霞町一般会計予算継続費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の46ページをお願いいたします。

10款教育費、1項学校整備事業でございますが、令和4年度及び5年度の継続費として計上しております統合小学校の整備に係る費用につきまして令和4年度事業の執行残額全額を令和5年度へ繰り越すものでございます。委託料、使用料及び賃借料並びに工事請負費でございまして、表の真ん中よりやや右側にございます残額の欄でございます。1億927万6,135円を繰り越したものでございます。財源につきましては、右側の記載のとおり国県支出金、地方債並びに繰越金でございます。

以上のとおり御報告いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第2号については、報告のとおりといたします。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第23、報告第3号 令和4年度五霞町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）報告第3号 令和4年度五霞町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。

繰り越しました事業は下水道施設整備事業で、金額につきましては、4,672万円となりま

す。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、上下水道課長の補足説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（園田和則君）報告第3号 令和4年度五霞町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書の48ページをお願いします。

第1款下水道事業費、1項下水道事業費、事業名、下水道施設整備事業の4,672万円でございます。

内容につきましては、管路施設更生等工事の施工監理業務委託料及び工事請負費でございます。この工事は、原宿台地内の不明水対策のため、管路施設の更生等を施工する工事でございます。国の第2次補正予算の成立によりまして、令和4年12月に社会資本整備総合交付金の追加内示を受けた工事であり、工事期間を確保するため繰り越しを行うものです。財源は、既収入特定財源として一般会計からの繰入金が989万円、国庫支出金が1,843万円、地方債が1,840万円となります。

以上のとおり報告いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第3号については、報告のとおりといたします。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第24、報告第4号 令和4年度五霞町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）報告第4号 令和4年度五霞町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき御報告いたします。

繰り返しました金額につきましては、1億10万円となります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、上下水道課長の補足説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（園田和則君）報告第4号 令和4年度五霞町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の50ページをお願いいたします。

第1款資本的支出、1項建設改良費の1億10万円でございます。内容につきましては、川妻浄水場及び取水場の計装盤、水質計器の更新工事でございます。この工事につきましては、国内外で発生している半導体を初めとする資材が不足した影響によりまして、機器の製作や納期に不測の日数を要したことから、必要な工期を確保するため繰り越しを行ったものです。財源につきましては、全額地方債となります。

以上のとおり報告いたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第4号については報告のとおりといたします。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第25号、報告第5号 株式会社五霞まちづくり交流センター令和4年度経営状況の報告を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）報告第5号 株式会社五霞まちづくり交流センター令和4年度経営状況について御報告いたします。

先月5月29日に開催されました株式会社五霞まちづくり交流センターの株主総会において、令和4年度の決算が承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、御報告するものでございます。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大の波が繰り返される中、ウクライナ情勢を契機とした原材料やエネルギー等の価格高騰に円安の進行が更なる拍車を掛け、さまざまな影響を受けた1年となりました。

その中で、道の駅ごかの令和4年度の売上高は3億87万円となり、令和2年度が2億

6,000 万円、令和 3 年度が 2 億 8,000 万円であったことを踏まえると、徐々にではありますが、回復の兆しが見える状況になりました。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、産業課長の補足説明をお願いします。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）報告第 5 号について御説明いたします。

議案書 52 ページをお願いいたします。

令和 4 年度道の駅ごかの事業報告でございます。

令和 4 年度は、コロナ禍の中ではありましたが、開業 17 周年記念イベントを実施し、それを皮切りに季節フェアやキャンペーン企画、イベントへの参加などを中心に年間 27 件を実施いたしました。

次に、株式会社五霞まちづくり交流センター第 19 期の決算報告について御説明いたします。

55 ページをお願いいたします。

初めに貸借対照表になります。貸借対照表は、決算時における企業の財政状況等を表すもので、表左の欄、資産の部合計 1 億 5,523 万 141 円、右の欄上段、負債の部合計 7,374 万 966 円、下段、純資産の部合計 8,148 万 9,175 円、負債の部、純資産の部合計 1 億 5,523 万 141 円でございます。

次に、損益計算書になります。56 ページをお願いいたします。

損益計算書は、決算期の企業の経営を表すもので、表、中段ほどの売上高合計は 3 億 87 万 7,897 円で、前年度比 2,150 万円の増となっております。

主な内訳といたしまして、1 つ目は、レストラン売上高 3,459 万 8,031 円で、レストラン華こぶしの売上ですが、令和 5 年 1 月から実施した土日、祝祭日のみの営業、席数・メニューの減少等の営業体制の見直しの影響により、前年度比 1,018 万円の減となりました。一方、まんじゅう、そば、うどんのフードコートの上売が、前年度比 828 万円の増、外店舗の上売が 70 万円の増となっております。

2 つ目といたしまして、物産売上高 1 億 4,209 万 5,467 円であり、開発商品の売上増加やふるさと納税返礼品の増加など、ごかみらいラボの活動の成果によるところが大きく、前年度比 2,042 万円の増となりました。

3 つ目といたしまして、農産物直売所売上高 1,555 万 5,895 円であり、これは、農産物直売所売上の 2 % と固定家賃 1,800 円掛ける平米で構成される施設使用料となっております。

続いて、売上原価合計 1 億 4,665 万 2,045 円ですが、これは仕入れに係る経費であり、前年度比 1,523 万円の増となっております。

続いて、販売費及び一般管理費合計は 1 億 6,725 万 7,454 円であり、前年度比 599 万円の増となっております。

57 ページが内訳となっております、委託費、電気料金の増が主な要因となっております。

す。

続いて、営業外収益合計は 505 万 579 円で、前年度比 227 万円の減であり、営業外費用合計は 134 万 3,330 円で、前年度比 5 万円の増となっております。

続いて、経常損益は、マイナスの 932 万 4,353 円であり、そこから法人税及び住民税の 21 万 1,000 円を引いたマイナス 953 万 5,353 円が当期純損失となっております。

最後に、道の駅来場者、レジ通過者、税込売上高を報告します。来場者数につきましては、60 万 841 人、前年度比 5,475 人の減。税込売上高につきましては、株式会社五霞まちづくり交流センターが 3 億 2,761 万 6,052 円、前年度比 2,333 万 4,529 円の増。農産物直売所が 4 億 4,896 万 9,240 円、前年度比 1,380 万 6,805 円の減。道の駅全体で 7 億 7,658 万 5,292 円、前年度比 952 万 7,724 円の増となっております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）はい、宇野議員。

○8 番（宇野進一君）この道の駅の経営というか、第三セクター方式でやっているわけですから、先ほど、町長のほうからは、3 年間については多少の傾向で上がってきているというようなお話がございました。

こういった中で、細かい数字は別として、町に対して、これだけの売上が上がっている中で、実質町への収入といったものが入ってこない。これは、一般的にですね、境町の道の駅、近隣で申し上げますとね。それから、まくらがの里こが。こういったところは、第三セクター方式から委託方式に変更した形をとって利益を上げています。定期的なね。長年、平成 17 年にオープンしてから、こういった傾向が続いてきて、町に対して利益がない。逆に、一般財源を持ち出すと。こういった形を含めて、このシステムといったものをどういうふうに考えているのか。

こういう形であれば、第三セクターを改めて、そういった方向に変換すべきところであるのかなと。ましてや最近、レストラン等についても祝日、土日はやっているけど、普段はできない状況にあると。人件費的な部分で問題が発生していると。こういったやり方に問題があるのではないかと。この辺の中身について、ちょっとお答えいただきたい。

○議長（樋下周一郎君）産業課長、答弁。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）三セク方式で道の駅は運営しておりますけれども、境町につきましては、三セク方式で運用しております。それは地域商社とか、株式会社とかを作った中での売上の中でやっているような形になります。古河につきましては、委託方式で外部の民間の事業者が入って、それに対して賃料等の支払いという形で運営している状況でございます。

まちづくり交流センターですけれども、最近、売上割戻金という形の中でのバックという形、町に入れるという形は、ここ2年やっておりませんけれども、それ以前は、売上割戻金という形で町のほうに入れていただいております。その額を基金に積んでおりまして、現在残高で約5,000万円を超える、約ですけれども5,000万円を超える残高が基金のほうに組み入れられております。町の一般財源から交流センターのほうに一般財源を補てんしたというところは、今のところない状況でございます。

あと、運営方式につきましては、今後さまざまな老朽化等を含めた中で、道の駅の課題等がございますので、それらを考慮しながら、運営方式等を踏まえた中で考えていきたいというふうに思っております。

レストランが運営できなかった部分につきましては、人が来ないという実情がございました。採用の募集を掛けても集まらないという状況の中で、苦渋の選択の中で、そちらを選択した内容でございます。

今後、運営の中につきましては、こちらのほうにつきましては、今後、検討しながらやっていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）8番、宇野議員。

○8番（宇野進一君）担当課としても、直接そこで関連しているわけではないのでね、課長のほうに、そういった形を申し上げてもわかりにくいと思うんですけど、いろいろやりくりがあつてですね、人が集まらないとか、そういうのは理由にならない。

ですから、こういった形の中で、何年か続いていく形になった場合には、切り替えていくという方法も一つ方法であると。そういったところをお含みいただいてですね、住民の皆様がね、これだけの道の駅を抱えていて、さらには、都心から50キロ圏内、場所的にはポテンシャルはいいですよ。新4号国道が走っていて、圏央道が走っている。ですから、最近できた常総市の道の駅等もありますけど、ああいったところも結構盛り上がっている話なんですけど、やはりこういった新しい商品開発とか、そういったものを目掛けて、もう先駆者じゃないですけど、そういった形を持っていけないと、これは乗り遅れちゃうんですね。ですから、そういったところは、やっぱり第三セクター方式でやっているよりは、委託で任す。安定した財源を町のほうに確保できる。こういったやり方を今後検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（樋下周一郎君）ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第5号については、報告のとおりといたします。

◎休会の件

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第 26、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、本会議を明日 6 月 15 日から 6 月 18 日まで休会したいと思います。

この件に関し、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、6 月 15 日から 6 月 18 日まで本会議を休会いたします。

次の本会議は、19 日午前 10 時から開き、一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（樋下周一郎君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

散会 午前 11 時 06 分